

各 位

津幡町総務部監理課

営業所における専任の技術者の取扱いについて

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 7 条第 2 号又は第 15 条第 2 号において、建設業の許可の要件として、建設業者は営業所ごとに専任の技術者（以下「営業所専任技術者」という。）を置かなければならないとされており、営業所専任技術者は営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められています。

ただし、国土交通省通知の「営業所における専任の技術者の取扱いについて（平成 15 年 4 月 21 日付、国総建第 18 号）」を準用し、特例として以下①～④の要件全てを満たす場合に限り、営業所専任技術者を各工事現場の施工の技術上管理をつかさどる主任技術者又は監理技術者として配置することを認めます。

【特例を認める要件】

- ①当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ②工事現場と営業所が津幡町内にあり、工事現場と当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- ③所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
※直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとは、入札執行日以前に 3 か月以上の雇用関係にあること。
- ④当該工事が主任技術者又は監理技術者の専任を要しない工事であること。
※主任技術者又は監理技術者が工事現場に専任すべき工事とは、公共性のある工作物に関する重要な工事とされており、請負金額が 4,000 万円以上（建築一式工事は 8,000 万円以上）の工事のことをいう。

| 工事種別 | 請負金額 | 配置技術者 | 専任配置 | 営業所専任技術者 |
|---------------------|------------|--------------|------|----------|
| 建築一式工事 | 8,000 万円以上 | 監理技術者又は主任技術者 | 専任 | 兼務不可 |
| | 8,000 万円未満 | 監理技術者又は主任技術者 | 非専任 | 兼務可 |
| 建築一式工事以外 (土木一式等) | 4,000 万円以上 | 監理技術者又は主任技術者 | 専任 | 兼務不可 |
| | 4,000 万円未満 | 主任技術者 | 非専任 | 兼務可 |

※これらの取扱い等に違反した場合は、建設業法に基づく監督処分や本町の指名停止措置の対象となる場合がありますので、ご注意ください。